

対象工事

改修の内容	備考
浴室、キッチン、洗面室及びトイレの改修	敷設や交換だけの場合は対象外。内壁や床の改修工事に付随したものであれば対象。既存の浴室を改造してユニットバスを設置する場合は対象。
屋根の葺替、塗装及び防水工事	
部屋の間仕切りの変更工事	
外壁の張替や塗装工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象。
床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	窓の場合、内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えや二重窓の設置のみである場合は対象外。
床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房(ガスや電気式)工事も対象。内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの取替えや新設は対象。
襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え	部屋全体のリフォームの中で行われるものであること。
建具及び開口部(扉、ドア、窓、網戸等)の取替えや新設工事	内壁や外壁工事に付随したものであれば対象。単独の取替えのみである場合は対象外。
雨どい、手すり、縁側、ベランダ等の取替えや修理	屋根及び外壁工事に付随したものであれば対象。新設の場合は対象外。
造り付け収納家具の設置	部屋全体のリフォームの中で行われるものであり、造作大工事が伴うものに限り対象。
エアコン、給湯器、照明器具等の取替え	新設・交換のみは対象外。内壁や外壁工事に付随したものであること
バリアフリー改修工事(段差解消、廊下幅の拡張など)	町で行っている他の助成制度を利用していないこと 手すりの取り付けだけ等、敷設工事のみの場合は対象外。
耐震改修工事(屋根の軽量化、壁補強及び基礎補強など)	町で行っている他の補助制度を利用していないこと
空き店舗を貸出すために、住宅と店舗の共有部分の分離に必要な改修工事	建物の内外装の改修と附帯工事が対象。
リフォーム工事に伴う給排水衛生工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事等	町で行っている他の補助制度を利用していないこと

対象外工事

- ・シロアリ等の害虫駆除
- ・外構工事(インターホンの取り付け等)